

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第2項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	株式会社静岡中央銀行
【英訳名】	THE SHIZUOKA CHUO BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小 森 博 史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町四丁目76番地
【縦覧に供する場所】	株式会社静岡中央銀行 東京支店 (東京都港区愛宕一丁目3番4号) 株式会社静岡中央銀行 横浜支店 (神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目5番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長小森博史は、当行グループ（当行及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

銀行業務を主な事業としている当行グループにおいては、経常収益が事業活動の規模を最も適切に表す指標として判断しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当行グループにおける前連結会計年度の経常収益を指標とし、その割合が当行単体で3分の2に達していることから、当行のみを「重要な事業拠点」としております。また、当連結会計年度の経常収益で再検討し、当該評価範囲が適切であることを確認しております。

預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等の銀行業務が当行グループの主たる業務であることから、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日である2025年3月31日現在において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。